

第10章 補助金等交付事業



フローラルガーデンよさみ

第10章 補助金等交付事業

1 合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活排水と一緒に処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると数倍もきれいな水を放流することができることから、本市では、平成元年度から合併処理浄化槽の設置者に対して補助金を交付しています。

平成28年度からは、単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、新設と転換ではそれぞれ異なる補助金額の設定を行っています。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有し(市外に住所を有する方で、市内に専用住宅を新築、購入等するものを含む)、市税の滞納がない方で、専用住宅(主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に合併処理浄化槽を設置する方

◎ 補助を受けられる地域

下水道法第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域

◎ 補助対象となる浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理し、BODの除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽

ただし、国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては同指針に適合するもの

◎ 補助金の額

合併処理浄化槽の設置に要する費用以内の額で、次の額を限度とします。

| 区 分 | 人 槽 | 補助限度額(円) |
|---|------|-----------|
| 新設及び確認申請を伴う工事を行う場合 | 5 | 70,000 |
| | 6~7 | 90,000 |
| | 8~10 | 125,000 |
| 単独処理浄化槽からの転換のうち単独処理浄化槽の撤去を伴わない場合、又はくみ取り便槽からの転換の場合 | 5 | 560,000 |
| | 6~7 | 720,000 |
| | 8~10 | 1,000,000 |
| 単独処理浄化槽からの転換のうち、単独処理浄化槽の撤去を伴う場合 | 5 | 650,000 |
| | 6~7 | 810,000 |
| | 8~10 | 1,090,000 |

◎ 実績

| 人槽区分 年度 | 5人 | 7人 | 10人 | 計(うち転換数) | 補助金交付額(千円) |
|------------|-----|-----|-----|----------|------------|
| 平成25年度 | 25件 | 9件 | 1件 | 35件(0件) | 11,444千円 |
| 平成26年度 | 21件 | 8件 | 0件 | 29件(0件) | 9,390千円 |
| 平成27年度 | 12件 | 13件 | 0件 | 25件(0件) | 8,400千円 |
| 平成28年度 | 13件 | 9件 | 0件 | 22件(10件) | 7,940千円 |
| 平成29年度 | 15件 | 16件 | 4件 | 35件(6件) | 6,890千円 |

2 低公害車購入費補助事業・超小型電気自動車購入費補助事業

自動車の排気ガスによる大気汚染が、わたしたちの生活環境に影響を与えるとともに、地球温暖化の要因の一つにもなっています。

本市では、低公害車を新車購入する方に対して、平成 11 年度から補助金を交付しています。

また、平成 21 年度から、市内の事業者についても補助金の交付対象としています。さらに、平成 26 年度より超小型電気自動車を新車購入する方に対して、補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

【低公害車（個人用）】

市内を使用の本拠とする低公害車を非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した個人の方で、車検証の登録年月日前 6 ヶ月以上引き続き市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない方。

【低公害車（事業用）】

市内に事務所又は事業所を有し、市内を使用の本拠とする低公害車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するために新車購入し、かつ市税の滞納がない事業者（同一業者については 1 年度 1 台）。

【超小型電気自動車（個人用）】

市内を使用の本拠とする超小型電気自動車を非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した方で、標識交付証明書の標識交付年月日前 6 ヶ月以上引き続き市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない方。

【超小型電気自動車（事業用）】

市内に事務所又は事業所を有し、市内を使用の本拠とする超小型電気自動車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するために新車購入し、かつ市税の滞納がない事業者（同一業者については 1 年度 1 台）。

◎ 補助対象となる車種

【低公害車】

燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車

※ただし、事業者用のプラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車の場合は排気量が 1800cc 以下のものに限り。

【超小型電気自動車】

搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、第一種原動機付自転車であり、かつ、道路交通法規定による普通自動車に該当するもの。

◎ 補助金の額

【平成 23 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両】

- ・電気自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車

1 台につき 12 万円

【平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両】

- ・電気自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車

1 台につき 10 万円



【平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車登録をした車両】

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 1台につき 15万円
- ・ハイブリッド自動車、天然ガス自動車 1台につき 5万円

【平成26年4月1日から平成27年3月31日までに新車登録もしくは標識交付をした車両】

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車
 - [個人用] 1台につき 最大 30万円 ※車両本体価格の10%。千円未満は切り捨て。
 - [事業用] 1台につき 15万円
- ・ハイブリッド自動車、天然ガス自動車
 - 1台につき 5万円
- ・超小型電気自動車
 - 1台につき 最大 7万円 ※車両本体価格の10%。千円未満は切り捨て。
- ・燃料電池自動車【平成26年12月1日から】
 - [個人用] 1台につき 最大 50万円
 - ※車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める当該車両の基準額との差額に3分の2を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の10%。千円未満は切り捨て。
 - [事業用] 1台につき 最大 40万円
 - ※車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める当該車両の基準額との差額に12分の11を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の10%。千円未満は切り捨て。

◎ 実績

| 年 度 | 補助台数 | 補助金額 | 備 考 |
|--------|--------|-----------|--|
| 平成25年度 | 1,302台 | 68,400千円 | 電気自動車5台 プラグインハイブリッド自動車28台 ハイブリッド自動車1,269台 |
| 平成26年度 | 1,243台 | 75,469千円 | 燃料電池自動車2台 電気自動車18台 プラグインハイブリッド自動車37台 ハイブリッド自動車1,186台 |
| | 1台 | 70千円 | 超小型電気自動車1台 |
| 平成27年度 | 1,311台 | 78,372千円 | 燃料電池自動車6台 電気自動車6台 プラグインハイブリッド自動車39台 ハイブリッド自動車1,260台 |
| | 2台 | 140千円 | 超小型電気自動車2台 |
| 平成28年度 | 1,390台 | 84,265千円 | 燃料電池自動車23台 電気自動車7台 プラグインハイブリッド自動車21台 ハイブリッド自動車1,339台 |
| | 1台 | 70千円 | 超小型電気自動車1台 |
| 平成29年度 | 1,596台 | 116,024千円 | 燃料電池自動車3台 電気自動車16台 プラグインハイブリッド自動車133台 ハイブリッド自動車1,444台 |

3 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

太陽光発電システムは、無尽蔵な自然エネルギーであり、クリーンな石油代替エネルギーでもある太陽光を利用して電気をつくるものです。そして、エネルギー安定供給の確保、地球環境保全の観点から極めて有効であり、エネルギー確保の新しい手段として期待されています。

本市では、平成 11 年度から太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または市の補助認定を受けている太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入した方で、市税の滞納がない方。

◎ 対象システム

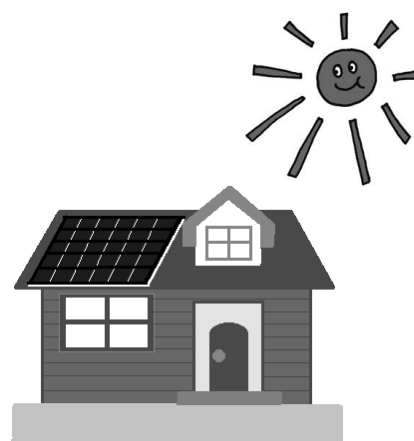
低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は I E C 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値とする。）が 10kW 未満であるシステム

◎ 補助金の額

50,000 円にシステムの最大出力値（4kW を限度）を乗じた額（千円未満切り捨て）

◎ 実績

| 年 度 | 補助件数 | 補助金額 |
|----------|-------|-----------|
| 平成 25 年度 | 396 件 | 72,891 千円 |
| 平成 26 年度 | 363 件 | 68,243 千円 |
| 平成 27 年度 | 252 件 | 48,374 千円 |
| 平成 28 年度 | 209 件 | 39,934 千円 |
| 平成 29 年度 | 164 件 | 31,312 千円 |



4 高効率エネルギーシステム設置費補助事業

私たちの快適な生活は、資源やエネルギーの大量消費との引き換えの上に成り立っています。しかし、その結果、地球温暖化という地球規模の大きな問題が生じており、二酸化炭素排出抑制、省エネルギー対策は急務となっています。

本市では、地球温暖化対策の一環として、平成 17 年度よりエネルギーを無駄なく、効率的に利用することができる「高効率エネルギーシステム」を設置する方に対し、補助金を交付しています。

※平成 23 年度から CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器を対象から除外。

◎ 補助金を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する方、または市の補助認定を受けているシステムが設置されている建売住宅を購入した方で、市税の滞納がない方。

◎ 対象システム

エネファーム（燃料電池コージェネレーションシステム）

◎ 補助金の額

1 基につき 100,000 円

◎ 実績

| 年 度 | 補助件数 | 補助金額 |
|----------|------|----------|
| 平成 25 年度 | 34 基 | 3,400 千円 |
| 平成 26 年度 | 39 基 | 3,900 千円 |
| 平成 27 年度 | 45 基 | 4,500 千円 |
| 平成 28 年度 | 51 基 | 5,100 千円 |
| 平成 29 年度 | 65 基 | 6,500 千円 |

5 住宅用太陽熱利用システム設置費補助事業

太陽熱利用システムは、太陽の熱エネルギーを利用して、給湯や暖房等に利用するものであり、化石燃料に替わる、代替エネルギー効果が期待され、地球温暖化対策として極めて有効です。

本市では、平成 18 年度から太陽熱利用システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する方で、市税の滞納がない方。ただし、住宅用太陽光発電システムと一体型のシステムを設置した方については、刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金との併給はできません。また、補助金の交付は、1棟につき1回を限度としています。

◎ 対象システム

以下の太陽熱利用システムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの。

自然循環型システム

強制循環型システム

空気集熱型システム

◎ 補助金の額

自然循環型システム 25,000 円

強制循環型、空気集熱型システム 50,000 円

◎ 実績

| 年 度 | 自然循環型 | 強制循環型 | 空気集熱型 | 補助金額 |
|----------|-------|-------|-------|--------|
| 平成 25 年度 | 8 件 | 1 件 | 0 件 | 250 千円 |
| 平成 26 年度 | 9 件 | 3 件 | 0 件 | 375 千円 |
| 平成 27 年度 | 4 件 | 1 件 | 0 件 | 150 千円 |
| 平成 28 年度 | 4 件 | 0 件 | 0 件 | 100 千円 |
| 平成 29 年度 | 3 件 | 2 件 | 0 件 | 175 千円 |

6 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）設置費補助事業

住宅用エネルギー管理システム（以下、「HEMS」という。）とは、住宅のエネルギー機器をネットワーク化し、快適性の向上やエネルギー使用量の削減を目的にエネルギーを管理するシステムのことです。エネルギーの見える化やエネルギー使用量を調整し自動制御を可能とすることで、「創エネ・蓄エネ・省エネ」のエネルギーを賢く利用する「スマートホーム」の普及拡大が期待されています。

本市では、平成27年度からHEMSを設置する方に対して、補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅にHEMSを設置する方、または市の補助認定を受けているHEMSが設置されている建売住宅を購入した方で、市税の滞納がない方。

◎ 対象システム

愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象となるもの

◎ 補助金の額

上限20,000円（HEMSの設置に要した費用の範囲内）（千円未満切り捨て）

◎ 実績

| 年 度 | 補助件数 | 補助金額 |
|--------|------|---------|
| 平成27年度 | 61件 | 1,220千円 |
| 平成28年度 | 52件 | 1,040千円 |
| 平成29年度 | 45件 | 900千円 |

7 生ごみ処理機器購入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの減量及び市民の減量意識の向上を図るため、本市では平成6年度からコンポスト容器を、平成9年度から加熱、バクテリア等で生ごみを分解する生ごみ処理機を対象として補助金を交付し、普及促進を図っています。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有する方、市内に共同住宅を所有する方で、市税の滞納がない方。または市内に共同住宅を建設する事業者のうち、市長があらかじめ承認した販売指定店で補助金対象機器を購入した方で、市税の滞納がない方。

◎ 対象機器

次に掲げる生ごみ処理機器を補助対象とします。ただし、1世帯につきそれぞれ1基とし、補助対象機器の買換えについては、前回購入した日から3年を経過したものとします。

- (1) 生ごみを単に粉砕するだけでなく加熱、バクテリア等による分解等の方法により、減量し、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの。
- (2) 容量が70リットル以上で底部がなく、上部にふたがある機器で、悪臭、害虫等が外部に発散することのない構造及び材質で、生ごみの堆肥化が促進できるもの。

◎ 補助金の額

1基につき販売価格の2分の1とし、100円未満の端数を切り捨てるものとします。ただし、補助限度額をそれぞれ下記のとおりとします。

| | |
|---------|---------|
| 生ごみ処理機 | 30,000円 |
| コンポスト容器 | 5,000円 |

◎ 実績

| 年 度 | 生ごみ処理機 | | | コンポスト容器 | | | 合計 (円) |
|--------|--------|-----------|------------|---------|----------|------------|-----------|
| | 基数 | 補助金額 (円) | 数量前年度比 (%) | 基数 | 補助金額 (円) | 数量前年度比 (%) | |
| 平成25年度 | 60 | 1,752,900 | 107.1 | 23 | 72,500 | 92.0 | 1,825,400 |
| 平成26年度 | 45 | 1,248,600 | 75.0 | 12 | 38,100 | 52.2 | 1,286,700 |
| 平成27年度 | 24 | 645,600 | 53.3 | 7 | 21,000 | 58.3 | 666,600 |
| 平成28年度 | 40 | 1,067,600 | 166.7 | 12 | 37,300 | 171.4 | 1,104,900 |
| 平成29年度 | 23 | 648,200 | 57.5 | 20 | 58,600 | 166.7 | 706,800 |

8 資源回収奨励報償事業

ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収を実施している団体に対して報償金を交付しています。

平成2年度から実施し、報償金の額は10年度から1kgあたり3円を4円に、11年度からは5円に、14年度からは逆有償分についても1kgあたり4円を限度に加算、21年度からは5円を6円に引き上げ（条件付加算額1円/kg）、資源回収の更なる促進を図っています。

◎ 対象団体

市内に活動拠点をもち、地域社会に貢献できる性格をもち、営利を目的としない団体

◎ 対象品目

古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック等）

布類（古着、ポロ布）、金属類（空き缶、金属くず類）

◎ 実績

| 年 度 | 団体数 | 古紙類 (kg) | 布類 (kg) | 金属類 (kg) | 総回収量 (kg) | 総回収量前年度比 (%) | 交付額 (円) |
|--------|-----|-----------|---------|----------|-----------|--------------|------------|
| 平成25年度 | 126 | 3,346,058 | 28,937 | 57,574 | 3,432,569 | 97.2 | 23,108,414 |
| 平成26年度 | 127 | 3,385,269 | 26,972 | 58,923 | 3,471,164 | 101.1 | 23,359,094 |
| 平成27年度 | 130 | 3,232,197 | 34,657 | 54,532 | 3,321,386 | 95.7 | 22,300,756 |
| 平成28年度 | 128 | 3,191,397 | 30,089 | 54,801 | 3,276,287 | 98.6 | 22,078,257 |
| 平成29年度 | 127 | 3,055,694 | 23,235 | 52,630 | 3,131,559 | 95.6 | 21,066,573 |



9 資源回収所設置費補助事業

本市では平成20年度から、自治会が自主的に資源の回収量増加を目的として常設の資源回収所を設置した場合、その費用に対して補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

回収所を自ら設置し、かつ、継続して適性に管理ができる自治会。

◎ 対象事業

回収施設の設置及び付属物の購入を対象とします。ただし、1箇所につき1回を限度とし、施設の建て替え及び修繕並びに付属物の追加購入については、補助の対象となりません。

◎ 補助金の額

補助金額は、設置箇所1箇所につき、補助対象事業に係る経費の10分の9で、上限が600,000円です。

◎ 実績

| 年 度 | 設置数 | 設置団体名 | 設置場所 | 開設日 |
|--------|-----|---------|-----------------|-----------|
| 平成25年度 | 1 | 泉田自治会 | 泉田市民館駐車場 | H25.12.18 |
| 平成26年度 | 4 | 一里山自治会 | 一里山市民館敷地内 | H26.7.15 |
| | | 元刈谷自治会 | 元刈谷市民館敷地内 | H26.9.30 |
| | | 井ヶ谷自治会 | 井ヶ谷市民館敷地内 | H26.10.15 |
| | | 今岡自治会 | 今岡市民館敷地内 | H27.3.19 |
| 平成27年度 | 2 | 今川自治会 | 今川町西縄17 | H28.2.8 |
| | | 重原自治会 | 重原市民館駐車場 | H28.2.25 |
| 平成28年度 | 2 | 泉田自治会 | 泉田町中西94（八王子神社西） | H28.8.8 |
| | | 刈谷西部自治会 | 市原稻荷神社境内 | H29.2.2 |
| 平成29年度 | 0 | — | — | — |